

3. (仮称) 芸術文化資料館について

(1) (仮称) 芸術文化資料館を構成する3つの分野

(仮称) 芸術文化資料館は、以下の3つの分野を担う施設とする。

■郷土資料分野

現郷土資料館を移設して機能の充実を図るとともに、豊島区を中心とする地域の歴史や文化を調査・研究し、豊島区の成り立ちや特色をわかりやすく伝え、子どもから大人まで世代を超えた利用者が楽しく学び、交流できる場とする。

■美術分野

池袋モンパルナスを核とした作家と作品の調査・研究を基本に、質の高い美術作品及び資料の展示を通じて、それらを鑑賞・体験できる地域に開かれた場とする。

■文学・まんが分野

豊島区ゆかりの文学・まんがの調査・研究を基本に、作品に親しむことができ、作品や作家への理解を深めるきっかけとなる場とする。

(2) (仮称) 芸術文化資料館の使命

以下の2つを(仮称)芸術文化資料館の使命とする。

■地域の歴史文化資源を調査・収集し次世代に継承するとともに、研究を通じその魅力を区内外に伝え、区民が地域への愛着と誇りを育むことができる施設とし、区民の文化振興と豊かな地域社会の形成に寄与する。

■図書館・地域文化創造館と連携し、世代を超えた利用者が楽しく学び、交流できる多彩な事業を開拓し、生涯学習の振興に寄与する。

(3) 施設の法的位置づけ

(仮称)芸術文化資料館は、前述の使命を果たすために、資料の収集・保存・管理、調査・研究、展示、教育普及を行う施設として、博物館法に基づく「博物館相当施設」を目指し、豊島区のかけがえのない財産である歴史文化資源を確実に後世に継承していく。

「博物館相当施設」としての指定を受けることにより、作品・資料の貸出先を博物館法上の施設に限定している団体・組織からも作品・資料を借りることが可能となり、また、本施設単独での事業展開だけではなく、区内外の社会教育施設・文化施設との連携事業（共同研究、作品・資料の貸借、巡回展、合同展等）、文化庁等の助成制度の活用など、今後の事業活動を広げることができる。

◆参考

博物館に相当する施設（博物館相当施設）の指定について

■ 指定要件（博物館法施行規則第19条 抜粋）

- ① 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- ② 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- ③ 学芸員に相当する職員がいること。
- ④ 人々の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- ⑤ 1年を通じて100日以上開館すること。

■ 指定要項（博物館に相当する施設指定審査要項 抜粋）

○施設

- ・建物はおおよそ132m²以上の延面積を有すること。
- ・陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

○資料

- ・資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。
- ・所蔵資料は、常に整理分類され保管されていること。

○職員

職員は一般職員のほか、専門的職員として、学芸員有資格者か学芸員に相当する者のいずれかに該当する職員を有すること。

※学芸員に相当する職員は少くとも次によるものとする。

- ・高等学校卒の職員は、10年以上の経験を有する者
- ・短期大学卒の職員は、7年以上の経験を有する者
- ・大学卒の職員は、5年以上の経験を有する者

○事業

- ・展示は常設展はもとより、特別展なども行っていること。
- ・案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。
- ・各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。
- ・資料について、調査研究活動が行われていること。
- ・その他各種の教育活動が配慮されていること。

○運営

- ・館園の設置規程、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。
- ・開館日数が、年間を通じ100日以上であること。
- ・館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。
- ・年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

○その他

長期にわたり正常な運営が期待できるもの。

(4) 事業計画

① 資料の収集・保存・管理

3分野共通の考え方

- ・収集方針に基づき、作品や資料、情報を計画的かつ継続的に収集するとともに、3分野で情報を共有することにより、効率的で発展的な収集・保存を行う。
- ・資料を良好な状態で保存するために、最適な空調設備と消火設備等の整った収蔵庫を設け、作品や資料の材質・状態に応じて適切に保存・管理する。また、限られた収蔵スペースの有効活用を図るとともに、外部の収蔵施設を含め、長期的視野に立った収蔵計画を構築する。
- ・収蔵資料のデータベース化と共有化を進め、レンタルサービスの向上と資料の積極的な活用に努める。

各分野の収集方針は、以下の通りとする。

●郷土資料分野

豊島区を中心とする地域の歴史・民俗・生活・産業等に関連する資料と情報を収集する。

●美術分野

池袋モンパルナスに関連する作家並びにそれらを検証・理解するための作家の美術作品・資料・情報を収集する。また、豊島区に関連する近代美術史を概観できる作品・資料・情報を収集する。

●文学・まんが分野

地域に根ざした特色あるテーマを核に、豊島区ゆかりの文学・まんがに関連する作品・資料・情報を収集する。

② 調査・研究

3分野共通の考え方

- ・調査・研究の方針に基づく特色あるテーマを計画的に取り上げるとともに、3分野で情報や成果を共有することにより、効率的で発展的な調査・研究を行う。
- ・調査・研究活動への区民や区民活動団体の参加を広げるとともに、区内外の大学、図書館、博物館・美術館・文学館等との連携・協力により、調査・研究活動の充実を図る。
- ・調査・研究の成果を蓄積するとともに、展示、講座、刊行物、ホームページなどを通じて積極的に公開・活用していく。

各分野の調査・研究の方針は、以下の通りとする。

●郷土資料分野

豊島区を中心とする地域の歴史・民俗・生活・産業等に関連する調査・研究を行う。また、教育委員会の文化財係や小・中学校と連携して、社会科や総合的な学習の時間等の教材研究に協力する。

●美術分野

池袋モンパルナスに関わる作家・作品についての調査・研究を行う。また、池袋モンパルナスの調査・研究拠点であり情報センターとなるべく、関係者への聞き取り調査や作品等の所在調査を行う。

●文学・まんが分野

地域に根ざした特色あるテーマを核に、豊島区ゆかりの文学・まんがに関連する調査・研究を行う。

③ 展示

3分野共通の考え方

- ・文化庁の方針を踏まえ、作品等の公開と保存の調和を図る。
- ・展示替えやリニューアルが容易な可動性のある常設展示（美術分野では所蔵品展と称する）と、各分野の企画展及び分野間で連携した企画展等を実施し、豊島区の歴史や文化資源を広く公開する。
- ・高齢者・障害者・外国人等に配慮した展示と解説（大活字・点字・音声ガイド・外国語表記等）や、子どもにもわかりやすい展示と解説（ふり仮名等）を備えるとともに、実物資料を多く用い、五感に訴える展示手法を積極的に取り入れる。
- ・展示への理解をより深めてもらうため、展示と連動したワークショップや展示説明会、講座・講演会、小・中学校との連携による見学会等を開催する。
- ・展示活動への区民や区民活動団体の参加を広げるとともに、区内外の大学、図書館、博物館・美術館・文学館等との連携・協力による企画展等、広がりのある展示活動を展開する。

各分野の展示方針は、以下の通りとする。

●郷土資料分野

豊島区の歴史・文化を象徴するシンボル展示を核に、子どもたちが豊島区の成り立ちを理解できるような通史的展示や、現在の豊島区を構成する旧四町（高田・長崎・巣鴨・西巣鴨）の歴史的・地理的・文化的特徴を示す展示等を行う。また、教育委員会文化財係との連携・協力により、埋蔵文化財を含む豊島区の文化財を紹介する展示を行う。

●美術分野

所蔵品展は、池袋モンパルナスに関連する作家の作品を一定期間ごとに展示替えし、展示の新鮮さと作品保護の両立を図る。また、所蔵品を核としながら、所蔵品に関連した優れた作品を他機関から借用した展示も適宜行う。企画展については、原則として池袋モンパルナス及び収集方針に関連がある展覧会を開催する。

●文学・まんが分野

図書館の蔵書や地域に根ざした特色あるテーマを核に、豊島区ゆかりの文学・まんがに親しむことができ、文学・まんが作品の鑑賞と、作品や作家への理解を深めるきっかけとなる展示を行う。

④ 教育普及

3 分野共通の考え方

- ・区内の教育機関（小・中学校、高等学校、大学、専門学校等）、教育委員会との連携を強化し、レファレンスサービスを充実させるなど、それぞれの機関の教育活動を支援する。特に、地域の未来を担う子どもたちが地域の歴史と文化、芸術作品に親しみ、理解を深められるよう、出前授業等の館外事業を開催する。
- ・区民に開かれた（仮称）芸術文化資料館として、学芸員による調査・研究の蓄積を区民との共有財産として活かし、区民の多様な調査・研究・学習活動を支援するとともに、友の会やボランティアとの協働を図り、事業への区民参加の環を広げる。
- ・展示解説や講座の実施、刊行物の作成等の館内事業にとどまらず、図書館・地域文化創造館及び複合施設の他の併設施設との連携による多彩な事業展開を進める。さらに地域の文化活動、まちづくり活動への参加・協力等、館外の活動にも積極的に取り組み、（仮称）芸術文化資料館の存在意義を広くアピールしていく。
- ・施設利用の手引きや展示ガイドブック、広報紙の作成等、利用者の学習活動支援について業務を3分野共同で行う。また、小・中学校を中心に施設の利用を積極的に働きかけ、調査・研究の成果や収蔵作品・資料に関する情報等については、ホームページ等を通じて広く公開する。

（5）管理・運営計画

① 管理・運営方針

専門性及び継続性が必要な調査・研究業務を継承していくための、効果的・効率的な管理・運営体制を構築する。

② 財産等管理

現行の物品管理規則等を含め、博物館資料に適した財産管理を行うための管理規則を検討する。

③ 開館時間・休館日

(仮称) 芸術文化資料館と図書館は、可能な限り統一した開館時間・休館日（定休日や年末年始等）を検討する。ただし、展示替え・資料整理等に伴う休館日は、別途定める。

現在の郷土資料館と千早図書館の状況は、以下の通りである。

◆参考

	開館時間	休館日
郷土資料館	9：00～16：30	毎週月曜日、第3日曜日、祝日（祝日が月曜日・第3日曜日にあたるときは、その翌日とし、その祝日に休日が連続するときは、最後の休日の翌日）、年末年始（12月28日から1月4日）、燻蒸・展示替えに伴う臨時休館（1週間～10日間程度）
千早図書館	（平日） 9：00～19：00 （土曜・日曜・祝日） 9：00～17：00	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、第4金曜日、年末年始（12月29日から1月4日）、特別整理期間（1週間程度）

④ 運営組織

●内部組織

館長、学芸員（学芸員相当職員含む）、事務員を配置する。

●協力組織

既存の郷土資料館運営委員会、豊島区美術品等収集・活用委員会を継承し、3分野からなる運営委員会、収集・活用委員会を設置する。

●ボランティア

既存の組織との連携関係を尊重しつつ、新たなミュージアム事業を展開する中で、より幅広い区民参加を図り、ボランティア活動の環を広げていく。また、図書館、地域文化創造館のボランティアとも活動情報の共有化や共同イベントの開催等、組織間の連携を働きかけていく。

(6) 展示の方向性

「(4) 事業計画」の展示方針に基づき、各分野の展示の方向性を以下の通り挙げる。

なお、具体的な展示テーマの設定や展示構成等については、平成23年度実施予定の基本設計に合わせてさらに検討し、各分野の企画展示については、平成23年度以降の検討とする。

① 郷土資料分野

a. シンボル展示

豊島区の歴史・文化を象徴するシンボル展示を、郷土資料分野における常設展示の核として位置づける。シンボル展示のテーマは、「豊島区らしさ」をキーワードに、豊島区の魅力を内外に広くアピールし、かつグローバルに通用する、インパクトのあるテーマ設定とする。

また、映像・音響等の活用や、仕掛けのある模型展示等の演出効果により、「豊島区らしさ」を楽しく体験できる展示手法を検討する。

●テーマ例

- ・ソメイヨシノの里

世界的に知られている「ソメイヨシノ」の発祥の地であることをアピールする。

- ・池袋のいま

“なぜ（豊島区には）人が集まるのか”…池袋のリアルタイムの姿を入口として、現代から過去へそのルーツを遡る導入展示とする。

b. 通史展示

これまでの郷土資料館での特別展・企画展等の開催を通して蓄積された研究成果を活かし、実物資料・レプリカ等により豊島区の歴史を多角的かつわかりやすく紹介するとともに、新たな豊島区の地域像を考える素材を提供する。実物資料の活用にあたっては、埋蔵文化財の発掘調査（出土遺物）や区内の文化財調査の成果を、文化財係との連携・協力により、常設展示の中に積極的に取り入れる。

また、開館以来毎年行ってきた戦争体験継承事業（展示・講座）と、戦争関係資料の収集・調査の実績は全国的に高く評価されており、豊島区の特徴の一つとなっていることから、こうしたこれまでの近・現代史を中心とした研究成果を活かす展示構成やストーリー展開についても検討する。

●テーマ例

- ・武藏野台地に生きる

地層パネルや出土遺物を使って原始時代から現代までを時間軸により展示する。また、豊島区域の地理的変遷と都市化の様相を写真や立体映像を使って効果的に見せる。

- ・豊島氏とその時代

豊島区の名称のルーツである豊島氏の足跡を関東を中心に全国的規模で紹介する。

また古代～近世の豊島郡の庶民信仰など、近世以前の埋もれた地域史に光を当てる。

・戦時下のくらし

出征兵士による戦地からの手紙、集団学童疎開、空襲を主要なキーワードとした展示構成とする。

・副都心へのあゆみ

戦後のヤミ市から副都心へと急激な発展を遂げ、今なお変化し続けている池袋の魅力を紹介する。池袋駅周辺の高層化と地下化について立体模型などで表現する。

c. 地域展示

現在の郷土資料館常設展示の4テーマ（雑司が谷鬼子母神、駒込・巣鴨の園芸、長崎アトリエ村、池袋ヤミ市）の地域区分（旧四町）を基本に、既存のジオラマ（模型）を活かしつつ、新たな視点・切り口で、豊島区の地域的特徴を取りあげる。特に、地元の長崎地域（旧長崎村）をクローズアップした展示を目玉の一つとする。

なお、長崎アトリエ村については、郷土資料分野、美術分野の双方に関わるテーマであることから、美術分野と共同して充実を図るものとし、両分野の橋渡しとなるような展示展開、動線計画を工夫する。

●テーマ例

・江戸周縁の観光地と商業地

江戸の町と近郊農村の二面性について、雑司が谷と巣鴨・中山道を例に展示する。

・長崎村の生業と信仰

田島家長屋門調査と860点の寄贈資料を核に、近郊農村の生業と暮らしを紹介する。

また、長崎地域の富士信仰（富士塚）や稻荷信仰（神社資料）、区指定文化財である長崎獅子舞・富士元囃子の民俗芸能を紹介する。

d. 「(仮称) こども博物館」(こども展示) コーナー

展示スペースの一角に、学校団体や子ども向けのワークショップ展開を取り入れる「(仮称) こども博物館」コーナーを設ける。子どもたちが豊島区のあゆみをわかりやすく、かつ楽しく学ぶことのできる展示空間を演出し、実物資料を使った体験型、参加型の展示を行う。

●テーマ・展開例

・昔の小学校の教室の再現

二人用木製机・掛図・黒板などの再現を考慮し、ミニ授業（郷土学習）を行う。子ども向けの歴史クイズの実施や、タッチパネルパソコンを配置する。

・年中行事や季節の展示（正月・節供・盆・月見等）とワークショップ

年中行事や季節に合わせた展示を定期的に行うほか、博物館ボランティアによるガイドや学校と連携したワークショップなど、子どもたちが博物館に親しめるきっかけづくりを行う。

e. 他分野との連携

各分野が収蔵する資料・作品の活用を図るとともに、それらの資料・作品がなぜ豊島区に集まつたのか、その歴史的・文化的背景も含めて紹介していくことにより、3分野の連携を図る。

f. 分館との連携

郷土資料館の分館である雑司が谷旧宣教師館と役割分担し、展示構成（ストーリー）の連動を図るため、現在、雑司が谷旧宣教師館で行っている雑司が谷地域の文化活動や『赤い鳥』などの大正児童文化を紹介した常設展示についても、文学・まんが分野と連携してリニューアルすることを検討する。

② 美術分野

a. 所蔵品展

テーマをたてて所蔵品を展示し、定期的な展示替えにより、作品の保護と展示の新鮮さを保つ。

●テーマ・出品作家例

- ・街の変遷 1930年代から 1960年代へ
小熊秀雄、高山良策、鶴田吾郎、榑松正利等
- ・池袋モンパルナス、アヴァンギャルドの系譜
桂川寛、高山良策、小熊秀雄等
- ・線の表現 素描を中心に
高山良策、借用作品として松本竣介、麻生三郎等
- ・線の表現 挿画として
小熊秀雄、借用作品として桂川寛の線描作品
- ・戦争の記憶とその表現
高山良策、桂川寛、榑松正利等

b. アトリエ村の展示

これまでの郷土資料館での長崎アトリエ村の展示を活かし、郷土資料と美術の両分野の連携の象徴として、（仮称）芸術文化資料館の特徴となる展示を形成する。

動線は、両分野の橋渡しとなるよう工夫し、加えて両分野の展示の導入となるものとする。

●展開例

- ・ジオラマの活用

アトリエ村のジオラマを活用することにより、絵画作品だけではとらえにくい池袋モンパルナス、アトリエ村を一目で把握することができることから、美術分野においては作品を鑑賞する前のイメージ作りに活用する。ただし、ジオラマは現在の郷土資料

館の開館以来 26 年を経ていることから、クリーニング・修復が必要となる。

・アトリエ村の部分復元の検討

アトリエ村展示室の位置が北側に確保できる場合には、かつてのアトリエ村の窓（採光用の窓）を再現することも検討する。

・展示物

アトリエ村の展示は、作品鑑賞のための導入展示であるため、アトリエ村で使われていた道具を展示室の一角に展示し、解説パネル、地図、写真、映像等での構成を図る。また、アトリエ村に暮らした学生たちと、彼らの通った太平洋画会研究所、川端画学校、東京美術学校など教育機関との関係についても紹介する。さらに、アトリエ村を 3 時代ほど（前史、狭義のアトリエ村、戦後 1960 年代くらいまで）に区分した展示解説（パネル等）や地図などを備え、変遷する時代を考察できるようにする。

なお、上記アトリエ村の展示については、他の展示室との関係や、部分再現の検討による面積的制約、既存ジオラマのクリーニング・修復を含めた活用の可否など諸条件の検討が必要なことから、設計段階でさらに効果的な構成・内容を含め検討を重ねる。

c. 区民作品の展示

区の調査・研究、収集等の対象とはなっていない、区民を含めた地域の作家の作品展示については、本複合施設に整備される「区民作品等展示コーナー」や「企画展示室」などを活用することを検討する。

③ 文学・まんが分野

a. 常設展示

展示をきっかけに、紹介した作品・作家に興味をもってもらうこと（作品を読む動機づけ）と、展示を通して作品・作家をより深く理解してもらうこと（作品理解の深化）を文学・まんが分野における展示活動の目的とし、観覧体験をきっかけに、実際に作品を読むことにつながるような展示構成を図書館と連携して検討する。

展示の方法としては、定期的に展示替えを行い、パネルなどを読む展示にとどまらず、映像や音声などを活用し、五感に訴える展示手法を積極的に取り入れる。

展示テーマは、図書館の蔵書や地域に根ざした特色あるテーマを打ち出すために、文学とまんが、それぞれに展示の核を設ける。また、人物に焦点を当てるだけではなく、“場”を切り口として、活動や人間関係等のストーリーを描いていく展開も検討する。

なお、テーマの取り上げ方や取り上げる作品・作家の選定にあたっては、選定委員会を設け、十分な検討を行うことができる体制を整えるとともに、選定基準の明確化を図る。

●作品や作家の選定基準例

『豊島区文化資料基礎調査（文学・まんが分野）報告書』（平成 21 年度豊島区立中央図書館発行）や『日本近代文学大事典』（日本近代文学館編／講談社発行）等を参考に、豊島区にゆかり（出身、居住、在学、在勤、作品舞台等）のある作品や作家を選定候補とする。

●テーマ例

- ・山手樹一郎、横山光輝等の作家や、豊島区を描いた作品をとりあげる。
- ・作家が集まった居酒屋・居住空間・学校等（池袋モンパルナス、トキワ荘、明治女学校、『赤い鳥』等）、「場」に焦点を当てる。

b. 図書館との連携

最終的に作品を読むことにつなげるためにも、図書館との連携は不可欠である。展示で取り上げた作品は、図書館で閲覧・貸出が可能となるよう配慮する。